

1 施設の概要

(1)施設の位置

青森市柳川一丁目一番五号(JR青森駅東口駅ビル4階)

(2)施設情報(右図の囲み部分となります)

○開館時間

9:00~20:00

○休館日

毎月第三月曜日、年末年始(12/29~翌年1/3)

○各室情報

- ・展示室(最大4区分)
- ・事務室
- ・男女トイレ、多目的トイレ、授乳室 等

○その他

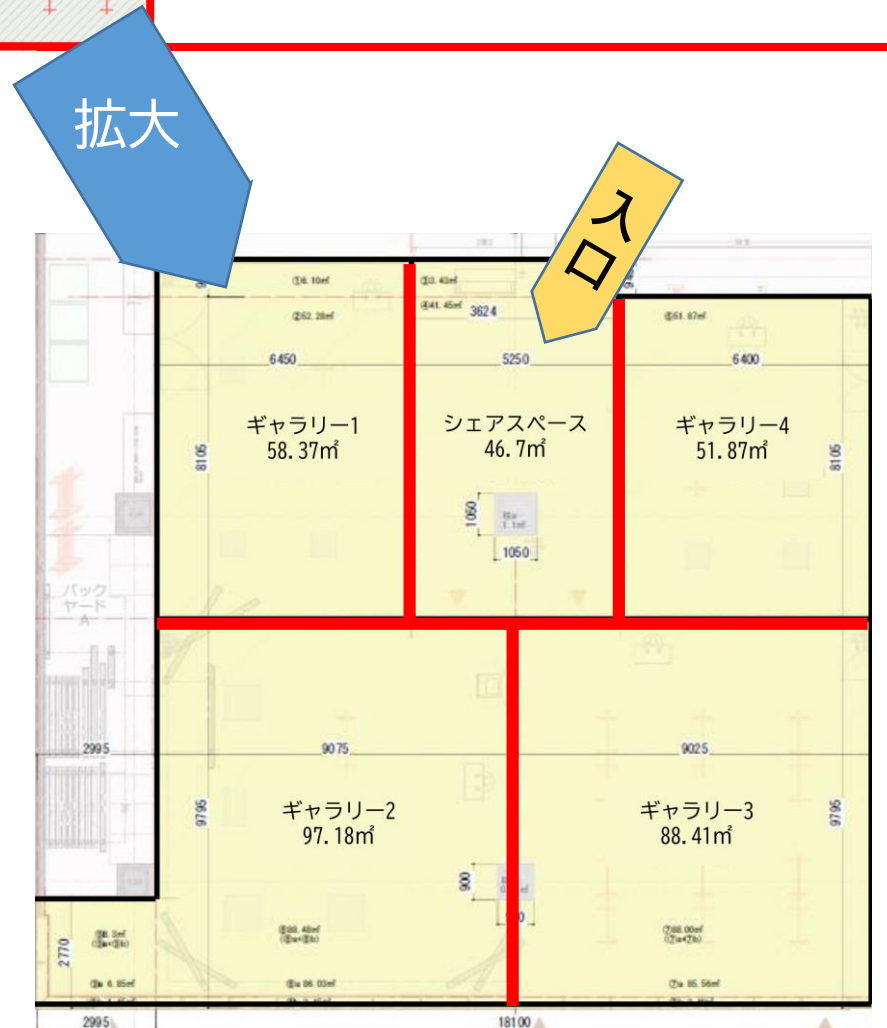
- ・来場者用エレベーター2基
- ・作品搬入用エレベーターは別途設置



(3)使用料

※シェアスペースは、他のギャラリーを全て借りる場合に限り、使用できます。

室名	使用料(1日につき)			
	展示品を販売しない場合		展示品を販売する場合	
	観覧料を徴収しない場合	観覧料を徴収する場合	観覧料を徴収しない場合	観覧料を徴収する場合
ギャラリー1	2,450円	3,200円	6,410円	8,030円
ギャラリー2	4,080円	5,340円	10,680円	13,380円
ギャラリー3	3,720円	4,870円	9,740円	12,200円
ギャラリー4	2,180円	2,850円	5,710円	7,150円
シェアスペース	1,960円	2,560円	5,130円	6,420円



- ・各ギャラリー仕切りは可動壁で、取り外しできます。
- ・可動壁にはピクチャーレールを設置しています。

2 貸出条件

(1)貸出期間

①令和6年4月27日(土)～令和6年6月30日(日) ※7月以降の令和6年度予約は随時受付中

※令和6年7月1日から令和7年3月末までの予約は、事前に施設へ空き状況を確認のうえ、許可申請書を提出ください。

※6月30日までは市で開業記念展示を行っているため、貸出できる展示室は「ギャラリー1」のみとなります。

※施設の保守点検等の日程が未定であり、申込後に貸出日や時間調整をお願いすることがあります。

②令和7年4月1日(火)以降

※施設開業日以降、抽選日を設けて対応します。詳細は「3 申込方法」でご確認ください。

(2)展示物の制限等について

現在の市民美術展示館と同様となります。※詳細については、開業日までにお示しします。

○展示作品の範囲

絵画、彫刻、書道、写真、華道、デザイン、工芸及び手芸等に類するもの

○作品の容積

施設備品などに汚損、き損を与えない程度の運搬可能な範囲とし、その重量は、床面積1平方メートル当たり200kg以下

○展示できない作品

①天井から直接吊り下げる作品又は飾り付け、②不快音、高温を発する仕掛けのある作品、③悪臭を発するもの、裸火を使用するもの、

④不快感を与えたり、汚染するおそれがあると認められる作品、⑤施設備品を傷つけたり、汚染するおそれがあると認められる作品、

⑥陳列区画が明確でないため、管理上支障がある作品、⑦その他、美術展示館として不相当と判断した作品

(3)附属備品等使用料について

展示室に設置する以下の機器を使用する場合及びギャラリー内で電気機器を持ち込み使用の場合は、使用料を徴収します。

品名	使用料
ピアノ（自動演奏機能付き）	（1時間当たり）150円
プロジェクター	（1時間当たり）730円
スクリーン	（1時間当たり）290円
持込器具電源使用料	（1日当たり）120円

【その他備品等（予定）】※この他、現施設から一部備品を継続使用

・折り畳みテーブル

（10台、W1800×D600×H720）

・キャスター付きパネル

（18台、W1200×H2050×D34）

・折り畳み展示台

（W600×D600が4台、W900×D900が4台、H200（共通））

(4)その他備品等について

・キャスター付展示パネル、展示台及びパイプ椅子等、(3)に掲げる以外の備品については、無料で使用できます。

・キャスター付展示パネル及び可動壁使用時は、ピクチャーレールをご利用下さい。（1面当たり吊過重15kgまで、可動壁利用時は1面当たり50kgまで）

・目立たないピンの使用は可能ですが、釘の使用は禁止します。その他使用跡が目立つ形で備品等を使用された場合は、原状回復をお願いする場合があります。

3 申込方法

(1)受付開始日

令和6年3月6日(火)から受付を開始します。

(2)申込先

青森市民美術展示館(新町二丁目7番1号、問い合わせ先:017-773-1770) ※3月31日(日)まで

※4月26日(金)からは、青森市柳川一丁目1番5号(青森駅東口駅ビル4階)で受付を行います。

※4月1日(月)~4月25日(木)の平日は、文化学習活動推進課(青森市役所駅前庁舎3階、017-718-1432、受付時間:8:30~17:00)で受付。

(3)申込書類等

申込日当日の午前9時までに、青森市民美術展示館事務室までお越しください。当日お越しになる方は、代理の方でも構いません。

申込日以降は事前に空き状況を確認の上、「青森市民美術展示館使用許可申請書(以下「許可申請書」とします。)を提出してください。

(4)貸出単位

ギャラリー1から4まで及びシェアスペースについて、1日ごとに貸し出します。引き続き7日を超える使用はできません。

展示の準備や撤収に要する時間も含まれます。4月27日(土)から令和6年6月末までは「ギャラリー1」のみの貸出となります。

(5)使用者の決定方法

①~④の申込日当日の10時までにお集まりいただいた方で、使用希望場所・日付に競合(重複)がある場合にのみ抽選を行います。

希望どおり決定した使用者の方は、許可申請書を提出いただきますと、審査のうえ許可書を送付します。

抽選実施以降の申込については先着順となりますので、電話等で空き状況を確認の上、許可申請書を提出してください。

【対象日及び申込日】会場:青森市民美術展示館 ※②以降の対象日が連続する申込は、早い申込日で受け付けます。

対象日	①令和6年4月27日(土) ~6月30日(日)	②令和7年4月1日(火) ~5月31日(土)	③令和7年6月1日(日) ~6月30日(金)	④令和7年7月1日(土)以降
申込日	令和6年3月6日(火)	令和6年5月8日(水)	令和6年6月4日(火)	令和6年7月1日(月)以降、1か月ごとに実施

(6)使用料の支払について

(5)①の使用料は、令和6年4月以降に許可書と併せて送付する納付書でお支払いください。

(5)②~④の使用料は、令和6年7月1日から施設を管理する指定管理者(令和6年6月決定予定)にお支払いください。

(7)その他の事項

・展示室の確認ができるのは開業日以降です。(5)①の使用者で、使用の2週間前までに取り止め届を提出された方は、キャンセル料をいただきません。令和6年5月10日(金)までの使用者の方は、取り止め届を提出された時点で同様の取扱いとします。

・ギャラリーについて使用許可書を発行した後に使用しないこととなった場合は、取り止め届を提出してください。

・使用料の減免対象となる場合は、併せて減免申請手続きを行ってください。